



発行 税理士法人 **中央総研**
桑名市大福 406-1
TEL 0594-23-2448
FAX 0594-23-3303
E-mail: sasaya@cri-sasaya.com
URL: http://mie-cri.com



政治・経済の動き — トランプ大統領&習近平国家主席 —

【はじめに】

今月の「政治・経済の動き」は、**トランプ大統領**と**習近平国家主席**の「**米中首脳会談**」について、述べてみたいと思います。

両首脳は、9月24日に、中国の**習近平国家主席**が**米国**を訪問し、ホワイトハウスで会談しました。

台湾や人工知能(AI)などが議題となりました。

【日米首脳会談】

「**米中首脳会談**」に先立つ9月22日に、トランプ大統領と高市早苗首相との、「**日米首脳会談**」が行われました。

すなわち、トランプ大統領と習近平国家主席の**米中首脳会談**の前に、**日米首脳**で、**すり合わせ**を行うための**日米首脳会談**を開催した訳です。

この点は、**日米首脳の賢い段取り**ですね。

	2026年 日付	日中の首脳
日米首脳会談	9月22日	高市早苗首相
米中首脳会談	9月24日	習近平国家主席

日米首脳同士で、米中首脳会談の2日前に高市早苗首相は、ちゃんとトランプ大統領と打合せを開催したのです。

高市さんは“上手い”と、手をたたいてあげたい気持ちになりますね(^^)/

【外国為替市場 1】

外国為替市場で、「円の先安感」がしばんでいます。これは、日米両政府の高官から相次いで、「高市早苗政権」の積極財政への懸念を打ち消すような発言が相次いでいるためです。

日米当局から円安をけん制する意見が相次いでいます。		
	発言者	その内容
9月1日	ベッセント 米財務長官	日本に、「リフレ政策」をやめるべきだと伝えた。

日米当局から円安をけん制する意見が相次いでいます。

	発言者	その内容
9月22日	トランプ大統領	(高市首相へ) 円安で米国の貿易が厳しい。
	高市早苗首相	(トランプ氏へ) 一般論として円の過小評価は問題です。
9月25日	城内経済相	リフレ政策の局面は終わっている。
	片山財務相	高市首相はリフレ派ではない。
	ベッセント 米財務長官	(片山氏とのオンライン協議で) 強い円が望ましい。

【外国為替市場 2】

米国の早期利上げ観測で、ドル高圧力が高まるなか、円高基調への転換まで見込む声は少ないです。

参考

リフレ政策とは、デフレ(物価下落)状態から脱却し、過度なインフレにならない緩やかな物価上昇(リフレーション)を目指す経済政策のこと。

「**会談を経てここまで変わるのか**」と、国内銀行の為替ディーラーは日米高官の発言に**大きな潮目の変化**を感じ取ったとの事です。

すなわち、「高市首相は円安を志向している」と市場は考えていたとの事です。

高市氏が円の過小評価を問題視したこと自体も衝撃だったとの事です。

9月28日夕には、円相場は一時1ドル=156円台まで上昇しました。

財務省の三村淳財務官が「円の過小評価は問題だ」と、日米両政府が共有したメッセージは「非常にクリア」だと指摘致しました。

為替や政策を巡る発言が相次いだのは、上の表で示した通り、9月25日でした。

日米首脳会談で、トランプ米大統領が自国の貿易を下押しする円安に懸念を示し、かつ、高市首相も応じたと報道されました。

《代表社員 笹谷俊道》

10月より順次、全国の最低賃金が引き上げとなります。

東海地区では、愛知県 1,195 円、三重県 1,143 円、岐阜県 1,121 円となります。

災害時の義援金等の税務上の取扱い

今年も全国各地で地震や、大雨といった自然災害が発生しています。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

被災地には、被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部、日本赤十字社や共同募金会等を窓口とした一定の義援金の募集が行われます。これらの義援金は、個人、法人ともに税制上の優遇措置の対象となります。

・ 支援を行う際の注意点

【寄付先と内容を確認】

同じ団体に対する寄付であっても、最終的に被災者へ届けられる義援金なのか、その団体の活動資金としての寄付なのかによって、税務上の取扱いが異なる場合がありますので、寄付先だけでなく、寄付金の使途についても確認しておくことが大切です。

【寄付を証明する書類】

税制上の優遇を受けるためには、寄付したことを証明する書類が必要です。例えば義援金の場合、地方公共団体が発行する受領証、募金団体の預り証、郵便振替の受領証、銀行振込の振込票の控えが証明書類となります。

なお、郵便振替や銀行振込で支払った場合は、その口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料が必要となりますので、受領証や振込票の控えと合わせて保管してください。

＜所得税と法人税の寄付金税制の取扱いの例＞

支払先の区分	個人（所得税）	法人（法人税）
国又は地方公共団体、指定寄付金等	特定寄付金として、一定の金額を所得控除	支出額の全額を損金算入
公益社団法人、公益財団法人等	同上	特別損金算入限度額の範囲内で損金算入
認定NPO法人等	寄付金控除または寄付金特別控除（選択）	同上
一般のNPO法人、人格のない社団等	寄付金控除の対象外	損金算入限度額の範囲内で損金算入

参考：国税庁 HP より

＜梅山＞

飲食料品に係る消費税率の引下げ

令和 8 年 9 月 15 日に「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定され、2 年間限定の飲食料品に係る消費税率の引下げを踏まえた改正案が示されました。今後国会で審議が進められます。

＜消費税引下げの概要＞

期間：令和 9 年 4 月 1 日～

令和 11 年 3 月 31 日（2 年間）

対象品目：軽減税率の適用対象となっている

飲食料品の販売

※新聞の定期購読は税率 8%のまま

適用税率：1%

* 経過的な取り扱い

定期供給契約や通信販売に基づくものについては、令和 9 年 4 月 1 日以後に行われる飲食料品の販売においても税率 8%が適用

飲食料品の販売を行う事業者は、今回の改正で売上に係る税額より仕入れに係る税額が大きくなる場合があります。

この場合、本則課税で申告することにより消費税の還付を受けられます。消費税の申告方法の変更に対応できるように、免税事業者や簡易課税事業者が本則課税へ変更する届出の提出時期を、令和 9 年 4 月 1 日の属する課税期間中に提出できる特例が設けられます。

一方で、**外食事業者は**、売上に係る消費税（店内飲食の場合 10%）と仕入れに係る消費税（食材仕入は 1%）の**税率の差が広がります**。

本則課税で申告を行う場合、仕入れに係る税額が減少することが予想され、納税額の負担増加が懸念されます。

改正案の中では食品事業者や外食事業者への資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取り組みの支援を行うとしています。

また、簡易課税事業者、免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者が本則課税へ移行する際の相談対応や税理士費用等の経費に対する支援を行うと明記されています。

参考：飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱 より

＜雨森＞

2026 年の最低賃金の引き上げ後、全国で

一番高いのは・・・東京都の 1,280 円

一番安いのは・・・宮崎県の 1,085 円